

浜松市会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー） 募集案内

次のとおり、浜松市の会計年度任用職員を募集します。

令和 8 年 9 月 1 4 日
浜 松 市 教 育 委 員 会

1 勤務場所・業務概要・任用予定人員等

主な勤務場所・業務概要等		予定 人員
○勤務場所	原則、拠点となる浜松市立小学校 …学校からの要請を受けて派遣対応します。 ※学校への派遣対応は、公共交通機関又は交通用具（私用車など）で移動	若干名
○業務概要	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関 とのネットワークの構築、連携など	
○任用形態	週30時間勤務（1日7.5時間、週4日）	
○任用予定日	令和9年4月1日	

2 応募資格

次の（１）、（２）の両方の要件を満たす者

（１）次のいずれかの要件を満たす者

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ② 任用日（令和9年4月1日）までに社会福祉士又は精神保健福祉士の登録資格を取得
見込みの者
- ③ 子ども家庭福祉において専門的な知識や技術を有し、過去に活動経験や実績等があり、
今後、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得を目指す者
- ④ 小中学校、特別支援学校において、教諭又は養護教諭等として10年以上の勤務経験
を有し、今後、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得を目指す者

（２）次のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな
るまでの者
- ② 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他
の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 選考実施日時点において、浜松市会計年度任用職員として令和9年4月1日以降に任
用が予定されており、任用待機中の者又は任用されている者

※ただし、選考実施日時点において、浜松市会計年度任用職員としてスクールソーシ
ャルワーカーの業務に従事しており、最初に任用された日から起算して、5年目又は
4年目の職員で、令和10年3月30日までに5年目の任用期間を満了する人は受験
することができます。（当任用選考試験に合格した場合には、現在の任期満了日の翌
日から任用します。）

3 選考の方法等

- (1) 内 容 書類選考、作文選考、面接選考
(2) 日 程 令和8年11月12日(木) 午後1時から
(3) 場 所 〒430-0929
浜松市中央区中央一丁目2-1
イーステージ浜松オフィス棟5階 第1会議室

4 応募手続・期間

提出書類	(1) 任用選考応募用紙 (2) 履歴書・自己紹介書 (3) 該当する資格証等の写し (4) 返信用封筒 ＜長形3号封筒に住所・氏名等を記入し、110円切手を貼付したもの＞
申 込 先	上記の書類を、 <u>浜松市教育委員会 教職員課 採用担当</u> へ郵送もしくは持参してください。 【送付先】 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟5階 浜松市教育委員会 教職員課 採用担当
受付期間	・令和8年9月14日(月)から令和8年10月16日(金)まで (ただし、土・日曜日、祝日を除く。) ・持参の場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 ・郵送の場合は、令和8年10月16日(金)必着
整 理 票	令和8年10月26日(月)頃に整理票等を発送予定です。

5 任用・報酬等

- (1) 選考の結果、任用予定者名簿に登載された方は、原則として令和9年4月1日から令和10年4月1日までの間を任用開始日として会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は原則として、任用の日から同日の属する年度の末日までとします。ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。
- (3) 任用の日から1月の間は条件附採用期間となります。
- (4) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとします。

- このため、予め任用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、任用されないことがあります。
- (5) 報酬等は別添の「会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）のあらまし」でご確認ください。

6 その他

- (1) 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
- (2) 選考内容については、お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。
- (4) ご自分の任用選考の成績及び結果についてお知りになりたい方は、合格発表日以後1年間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限りです。）。様式は問いませんので、整理番号、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した「成績開示希望」と書いた書面により、あて先を明記し切手を貼った返信用封筒（定形）を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送により申請してください。
- (5) この募集案内、応募用紙及び履歴書・自己紹介書は、市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市公式ホームページトップ →

会計年度任用職員募集

検索

- (6) その他不明な点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ 浜松オフィス棟 5階

【業務内容等に関すること】

浜松市教育委員会 指導課 スクールソーシャルワーカー担当

Tel 053-457-2411

【任用選考に関すること】

浜松市教育委員会 教職員課 採用担当

Tel 053-457-2414